

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第141号
事故等種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成25年5月13日 10時10分ごろ
発生場所	広島県江田島市引島防波堤 江田島市所在の大柿港引島防波堤北灯台から真方位170°340m付近 （概位 北緯34°10.4′ 東経132°28.9′）
事故等調査の経過	平成25年8月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 第三十二大生丸、99トン
船舶番号、船舶所有者等	120236、山根建設株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷中央部から船尾部外板に擦過傷 防波堤 なし
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、船長が、操舵室で操船に当たり、引島防波堤に前後進を繰り返しながら、右舷着けで接舷作業中、潮流に圧流され、平成25年5月13日10時10分ごろ右舷中央部から船尾部が引島防波堤に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮時、潮流 南流約3ノット
その他の事項	船長は、引島防波堤への接舷作業を20年以上行っており、本事故当時、特にふだんと異なる状況はなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、引島防波堤に接舷作業中、潮流に圧流されたことから、引島防波堤に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、引島防波堤に接舷作業中、潮流に圧流されたため、引島防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・慣れた場所であっても、入出港の操船には注意すること。 ・着岸作業を行う際は、潮流の影響を受けることがあるので、潮流

	を考慮した操船を行うこと。
--	---------------